

全国で小型船舶に対する安全キャンペーンを実施！ ～小型船舶の安全確保に向けて～

国土交通省では、警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得て、本年4月20日から9月30日までの間、小型船舶の事故削減に向けた取組として、リーフレットの配布等による周知・啓発、マリーナ・漁港等でのパトロール指導を行う小型船舶の安全キャンペーンを実施します。

沖縄総合事務局においては、小型船舶の安全確保にむけて、下記のとおり、安全キャンペーンを実施します。

我が国の周辺では、毎年2,000隻以上の船舶事故が発生しており、その7割以上が小型船舶によるもので、沖縄総合事務局管内でも平成27年に100隻以上の船舶事故が発生しており、全国と同様の傾向にあります。特にゴールデンウィーク前から初秋にかけては、小型船舶の事故が多発していることから、平成19年度より小型船舶に対する安全キャンペーンを実施しております。昨年度には、管内のマリーナ・漁港等35箇所で周知啓発活動を実施し、736隻のパトロール指導を実施しました。

記

1. 実施期間

平成28年4月20日(水)から同年9月30日(金)まで

2. 実施内容

- ・以下について、マリーナ・漁港等へのパトロール指導、リーフレットの配布等による周知・啓発に取り組みます。

(指導内容)

発航前点検の実施など小型船舶操縦士の遵守事項の徹底
船舶検査の適切な受検の確認・指導
小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認・指導 等

- ・小型旅客船について、消防設備及びライフジャケットの適切な備え付けなどについて、安全指導を実施します。

3. 実施主体

沖縄総合事務局の職員が、第十一管区海上保安本部、日本小型船舶検査機構沖縄支部などの協力を得つつ、指導を実施します。

(参考) 小型船舶とは総トン数20トン未満の船舶。

総トン数とは容積の単位。1トンは約2.8m³。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 西・宜保・宮城
TEL 098-866-1838(直通)